

山梨県口腔の健康づくり推進計画 概要

全体目標

県民一人ひとりの生涯にわたる口腔の健康づくりを推進することにより、口腔の健康に関する格差の縮小を図り、すべての県民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会の実現

基本方針(第1章)

計画の趣旨

口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要な事項を策定

計画の位置づけ

・歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項に基づく計画

・「健やか山梨21(第2次)」「山梨県地域保健医療計画」第2次やまなし食育推進計画、「山梨県がん対策推進計画(第2次)」と調和、

計画期間

・平成26年度～平成34年度(9年間)
・平成29年度に中間評価と計画の見直しの実施

計画の推進体制(第3章)

・関係者・関係機関の役割
・計画の進行管理
・歯科口腔保健の推進に携わる者の意見を聴き、毎年度、進捗状況の確認の実施及び目標を達成するための対策の検討

国が策定した5つの基本的事項を踏まえ、計画の方向性とし、ライフステージ等に応じた取組を実施

計画の方向性

24年7月23日
「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」
厚生労働省告示第438号

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

歯科疾患の予防

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

定期的に歯科検診等を受けることが困難な者への歯科口腔保健対策

口腔の健康づくりに必要な体制の整備

施策取組

施策取組

施策取組

施策の方向性及び個別目標(第2章)

現状・課題

施策の方向性

個別目標

妊娠期

・つわり等によりむし歯や歯周病等歯科疾患に罹りやすい
・胎児の成長のためにもバランスのよい栄養摂取が必要

・歯科疾患予防のための普及啓発
・妊婦歯科検診(歯科保健指導、歯科保健教育を含む。)の充実

・妊婦歯科検診を実施する市町村の増加

乳幼児期

・生涯を通じた歯の健康を確保する上で重要な時期
・むし歯が増える時期

・むし歯予防のための普及啓発
・食育活動を通じた口腔機能の育成
・フッ化物の応用その他の科学的根拠に基づく予防対策に関する普及啓発

・むし歯のない3歳児の割合の増加
・むし歯のない3歳児の割合が80%以上である市町村の増加

学齢期

・小学生では、乳歯から永久歯に生え替わる時期で永久歯がむし歯になりやすい時期
・12歳児の1人あたり平均むし歯数は減少傾向だが全国平均を上回っている状況(全国44位)
・中・高校生は、永久歯が生え揃う時期であり、ホルモンバランスの変化により歯肉炎を起こしやすい時期

・歯科疾患予防のための普及啓発
・学校における歯科保健指導の実施
・フッ化物の応用その他の科学的根拠に基づく予防対策に関する普及啓発
・保護者等に対する普及啓発
・食育活動を通じた口腔機能の育成

・12歳児における永久歯の1人平均むし歯等数の減少
・むし歯のない12歳児の割合の増加
・中・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の減少等

成人期(青年期及び壮年期)

・歯肉炎や歯周病に罹患している人が増加
・定期的な歯科検診の受診率は35.7%
・適切な口腔清掃習慣を身につけることが大切

・歯科疾患予防のための普及啓発
・生活習慣病と歯科口腔保健の関連についての普及啓発
・歯周疾患対策
・定期的な歯科検診等の受診を勧奨
・歯科疾患予防及び歯の喪失防止のための環境整備

・過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加
・20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少
・40歳代における歯周病に罹患している者の割合の減少等

高齢期

・口腔機能の低下が健康長寿の実現に影響
・歯をなくす原因の9割はむし歯と歯周病
・60歳代では6割が歯周病に罹患

・歯の喪失防止及び口腔機能の維持・向上に関する普及啓発
・生活習慣病と口腔保健の関連について啓発
・歯周疾患対策
・定期的な歯科検診等の受診勧奨

・過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加
・60歳代における歯周病に罹患している者の割合の減少
・口腔機能の維持・向上
・80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加等

要介護高齢者・在宅療養者

・口腔の自浄作用が低下し、歯科疾患に罹患しやすくなる
・口腔機能の低下を予防・改善することが重要

・歯の喪失防止と口腔機能の維持に関する普及啓発
・介護者への歯科口腔保健に関する知識等の啓発
・歯科専門職と介護者との連携の促進
・訪問歯科診療に対応できる歯科専門職の育成
・訪問歯科診療等に関する情報提供
・実態調査の実施

・介護老人福祉施設、介護老人保健施設等における定期的な歯科検診実施率の増加等

障害(児)者

・適切な口腔ケアを行うことが困難な場合があるため歯科疾患に罹患しやすい傾向にある
・障害の特性に応じた対応が必要

・障害(児)者の歯科口腔保健に関する普及啓発
・対応できる歯科診療所に関する情報提供
・実態把握の実施

・障害(児)者入所施設における定期的な歯科検診の実施率の増加

歯科医療と医療との連携

・歯科治療や歯科保健指導の推進だけでなく、他の疾患の予防や治療効果の向上につなげるため、歯科医療と医療との連携の推進
・口腔の健康と様々な疾患との関連についての啓発の実施

災害に備えた口腔の健康づくりの推進

・発災時、県民が自主的に対策を図れるよう、「災害時歯科口腔保健マニュアル」を活用した平常時からの口腔の健康づくりの重要性に係る普及啓発の実施

普及啓発週間

・「歯と口腔の健康週間」(6月)による普及啓発の実施
・「口腔の健康づくり推進週間(仮称)」(11月8日~14日)による普及啓発の実施

歯科口腔保健に関する情報の収集等

・地域の状況に合わせた効果的な歯科口腔保健の推進を図るための体制の整備
・情報の収集・分析及び関係機関や県民への情報提供の実施
・関係機関との連携